

第 8 5 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知 に 際 し て の 電 子 提 供 措 置 事 項

業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の
体 制 及 び そ の 運 用 状 況
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針
社 外 役 員 に 関 す る 事 項
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

石 井 食 品 株 式 会 社

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項を記載した書面を一律でお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記事項につきましては、法令及び当社定款（第16条第2項）の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定等の概要及び当該体制の運用状況は、以下の通りであります。

- 1 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 「石井食品グループ行動規範」を定め、行動の基本ルールとし、取締役、執行役員及び使用人は法令・定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。
- 2) 倫理委員会を設置し、「内部通報制度規程」に基づき、公益通報者保護の見地から、社員からの情報収集や通報、相談ができる仕組みの維持・向上を推進します。
社内で発生した重大不適合や「声の箱」に投書または送付された事項の対応や是正内容を確認しております。
- 3) 倫理委員会は、社員の法令・定款違反行為につき、賞罰委員会に処分を求めるものとします。
- 4) 内部監査チームは内部統制システムが有効に機能しているか監査します。
- 5) 「コンプライアンス規程」に基づいて、取締役、執行役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

(運用状況)

「石井食品グループ行動規範」は「経営方針書」とともに全従業員が閲覧できる環境にし、誓約書の提出により確認を行っております。内部監査チームは内部統制システムの有効性の監査を行っております。また、各委員会を適宜開催し、その議事録を作成し、社内における内部統制の運用状況を確認しております。

- 2 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、保管場所を定め、適切に保管・管理します。
- 2) 経営及び業務執行に関する重要な情報・決定事項、社内通達などは、所管部門にて作成し適切に保管・管理します。
- 3) 内部監査チームは内部統制の監査の状況を取締役に報告します。
- 4) 「機密文書管理規程」に基づき文書及び情報の管理を徹底し、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理します。

(運用状況)

情報の保存管理は、各規程に基づき、適切な保管及び管理を行っております。

3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「危機管理活動基本方針」、「経営危機管理規程」及び「天災地変・火災に関する緊急事態対策規則」に基づきリスクを管理します。
- 2) リスクについては、経営会議に報告をし、重大なものについては取締役会に報告します。
- 3) 法務及びITサービスシステムの責任者を設置することでコンプライアンスと情報セキュリティに関する体制を強化しております。
- 4) 食品に関する品質・衛生・表示の管理、情報保全、環境、防災、犯罪、風評などに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部門においてルールや対応マニュアルの制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
食品安全につきましてはFSSC22000を認証取得し、食品安全チーム会議においてリスク分析を行い運用管理を行うとともに、定期的な検証を実施しております。環境につきましてもISO14001を認証取得しており、環境委員会において管理しております。
- 5) 危機管理活動は、それぞれの所管部門で実施しているリスク分析に基づく管理の結果により、当社グループで起こり得る経営上の損害・損失・重大な事態に備えます。

(運用状況)

経営会議にてリスクの洗い出し及び分析を行うとともに、外部の専門家から意見を聴取し、事前予防策及び対応策の検討等を行っております。また、想定される重大危機に対する模擬訓練を定期的実施し、危機管理態勢の見直し・改善を行っております。

4 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行役員制度をとることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし事業構造改革を迅速に進めます。
取締役・執行役員が出席する経営会議において、ロスや基本ルール逸脱に対する是正の確認などを行っております。
- 2) 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経ることでリスクの洗い出し、アセスメント及び対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行っております。
- 3) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施しております。

(運用状況)

月2回開催する執行役員・取締役が出席する経営会議にて、上記の体制を運用しております。

- 5 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 「石井食品グループ行動規範」により、取締役、執行役員及び使用人は共通の行動理念を持ちます。
 - 2) 内部監査を計画的に実施し、会計の状況等の業務を適正に監督します。
監査法人、監査役、代表取締役社長、内部監査チーム、経理グループが参加する定期ミーティングを実施することにより連携を図っております。
 - 3) 当社は子会社の取締役から職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。
 - 4) 当社及び当社子会社はISO9001、ISO14001、ISO22000、FSSC22000を認証取得し、内部統制システムの一環として整備運用しております。

(運用状況)

定期的に、監査法人、監査役、代表取締役社長、内部監査チーム、経理グループが参加するミーティングを実施することにより連携を図り、業務の適正について監督しております。また、毎月子会社の取締役会を開催し、職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。ISO認証については、年1回実施される外部審査及び内部監査により、有効性の確認を行っております。

- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役との協議の上、合意する人選を行って配属するものとしております。

(運用状況)

監査役の補助業務にあたる使用人は監査役と協議の上決定しております。

- 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の補助業務にあたる使用人は、監査役の指示、命令に従い業務を行い、その業務の実施に関して、取締役から指示、命令を受けないこととしております。
- 2) 使用人の人事異動、評価等人事権に係る事項に関して、事前に監査役に報告し、監査役会の承認を得ることとしております。

(運用状況)

各監査役は、監査役の補助業務にあたる使用人へ直接指揮命令を行っております。

- 8 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、更には関係書類を何時においても閲覧できるものとしております。
 - 2) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査役の要求に従い、又は自ら自己の職務の執行状況を報告するものとしております。
 - 3) 取締役・使用人等が監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないものとしております。

(運用状況)

監査役が取締役会及び経営会議に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部監査チーム、会計監査人と連携し、定期的に意見交換を行っております。また、毎月開催される子会社の取締役会に出席し、取締役より職務の執行状況等の報告を受けております。

- 9 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務の遂行上必要と認められる費用又は債務の処理については、監査役会の監査計画に応じて予め予算を計上するほか、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に会社に償還を請求することができるものとして、監査役の職務執行の実効性を確保しております。

(運用状況)

監査役の職務実行により生じる費用の前払や精算は、適切に行っております。

- 10 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

(運用状況)

内部監査チームは、金融商品取引法に則り、財務報告に係る各プロセスについて内部監査及び整備状況のテストを実施し、その結果について、取締役会へ報告しております。

- 11 反社会的勢力排除に向けた体制

- 1) 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。
- 2) 「石井食品グループ行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

(運用状況)

「石井食品グループ行動規範」は全従業員が閲覧できる環境を整えており、遵守する旨の誓約書の提出を義務付けております。

会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、下記III.記載のとおり、大規模買付行為が行われる場合に大規模買付者が遵守すべき一定のルール（以下、「本プラン」といいます。）を設定することとしました。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質保証番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は、他社では真似のできない、無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げてまいりました。

当社は、これからも独自の無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けてまいります。当社の企業価値は、このような、技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「真（ほんとう）においしいものをつくる～身体にも心にも未来にも～」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、取締役5名のうち2名を社外取締役として選任しており、迅速な意思決定が図れる体制であり、規模としても適正であると判断しております。また、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、監査役制度を採用しており、それぞれ専門分野に精通した社外監査役4名は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

また、経営の監督機能と業務の分離を図る目的で執行役員制度を採用しております。執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし、事業構造改革を迅速にすすめております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2025年6月24日開催の第84回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件」について、承認を得ております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし

て、上記Ⅰ．に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には大規模買付行為を行おうとする者に対して当社が対抗措置をとる可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。さらに、当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動する場合には、原則として、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することといたします。なお、本プランは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、本プランは適用されます。

本プランの対象となる者は、自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付その他の取得行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為、またはこれらに類似する行為（注4）（これらの提案(第三者に対して大規模買付等を勧誘する行為を含みます。)を含み、いずれについても当社取締役会が同意したものを除き、このような行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を行おうとする者です。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な行為の方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合

においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとし(す。)、または(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。))の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。))の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。))及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。))は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等、または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：株券等の買付または取得行為の実施の有無にかかわらず、(a)当社株券等の買付または取得をしようとする者またはその共同保有者もしくは特別関係者(以下、本注4において「株券等取得者等」といいます。))が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。))との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(*1)を樹立するあらゆる行為(*2)であって、(b)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。))の合計が20%以上となるような行為を含むものとします。

*1：「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

*2：本注4所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本注4所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

なお、この大規模買付ルールの詳細につきましては、当社ホームページのIR情報に記載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続に関するお知らせ」（2025年5月15日付）をご参照ください。
(<https://www.ishiifood.co.jp/ir-boei.php>)

社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 す る 職 務 の 概 要
取 締 役	知 識 賢 治	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、企業経営全般に関する経営者としての豊富なビジネスの経験・見識から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、複数の企業における企業経営経験からの幅広い知識と優れた見識を活かし、コーポレートガバナンスの強化はもとより、経営の方針及び改善並びに企業価値の向上に貢献しており、取締役会の重要な意思決定を通じた活動から、経営監督として期待される重要な役割を果たしております。
取 締 役	中 村 朱 美	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、企業経営全般に関する経営者としての豊富な経験・見識から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、従来にとらわれない広報・マーケティング・商品開発及び組織作りに関する幅広い知識と見識を活かし、経営の方針及び改善並びに企業価値の向上に貢献しており、取締役会の重要な意思決定を通じた活動から、経営監督として期待される重要な役割を果たしております。
監 査 役	福 原 礼 子	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には13回中13回出席し、他社における取締役・監査役として培ってきた豊富な実務の経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	松 山 元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には13回中13回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	室 井 恵 子	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には13回中13回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	武 田 彩 香	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的知識及び他社における監査役、法務・リスク管理担当役員としての豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで ）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	919,600	672,801	2,255,314	△376,102	3,471,613
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△66,587		△66,587
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△124,779		△124,779
自 己 株 式 の 取 得				△23	△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△191,366	△23	△191,390
当 期 末 残 高	919,600	672,801	2,063,947	△376,125	3,280,223

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	264,812	115,242	380,054	3,851,667
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△66,587
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△124,779
自 己 株 式 の 取 得				△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	204,636	△44,918	159,717	159,717
当 期 変 動 額 合 計	204,636	△44,918	159,717	△31,672
当 期 末 残 高	469,448	70,323	539,772	3,819,995

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社 (株式会社ダイレクトイシイ)

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産 評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品……………売価還元法

原材料、仕掛品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～34年

機械装置及び運搬具……………10年

- ② 無形固定資産……………定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員賞与の支払いに充てるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。
- ③ 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

主に食肉加工品等調理済食品の販売等から収益を稼得しております。これらの商品販売取引は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時にその一時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品などを控除した金額で測定しています。

また、当社子会社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、

契約負債を計上しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に関する見積り

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	83,416千円
有形固定資産	2,614,355千円
無形固定資産	415,665千円

当連結会計年度において計上した減損損失については、「その他の注記 減損損失に関する注記」に記載しております。

2. 連結計算書類の理解に資するその他の情報

固定資産についてグルーピングを行い、資産グループごとに減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある資産グループについては、減損の認識判定を行い、減損の必要があると判定された場合は、金額を測定し減損損失を計上します。

減損の認識判定においては、資産などから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損の要否を判定します。

認識判定において減損の必要があると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

減損の認識判定に用いる割引前将来キャッシュ・フロー及び減損金額の測定に用いる回収可能価額の見積りは、取締役会で承認された翌連結会計年度以降の事業計画を基礎としております。当該事業計画については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえた販売計画、生産計画、設備投資計画等の当社グループが利用可能な情報に基づいて作成しております。

当連結会計年度において、一部資産グループにおいて減損損失を計上しておりますが、翌連結会計年度において見積りの前提や仮定に変更が生じ、新たに減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産(純額)	—
繰延税金負債(純額)	116,344

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、翌連結会計年度以降の課税所得の発生時期及び金額等を見積り、

当連結会計年度末における将来減算一時差異等のうち回収可能と判断した額を計上しております。

翌連結会計年度以降の課税所得の発生見込及び将来減算一時差異の解消見込みについては、取締役会で承認された翌連結会計年度以降の事業計画を基礎としております。当該事業計画においては、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえた販売計画、生産計画、設備投資計画等の当社グループが利用可能な情報に基づいて作成しております。

当該事業計画は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、保有する工場の解体計画が具現化したことにより、法令等で要求される除去費用として計上していた資産除去債務について、当連結会計年度において見積りを変更いたしました。これにより、資産除去債務を追加で126,528千円計上しております。なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度において、売上原価が114,088千円増加し、売上総利益・営業利益・経常利益が114,088千円減少しており、税金等調整前当期純損失が114,088千円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		15,121,604千円
2. 担保に供している資産	建物及び構築物	181,731千円
	土 地	127,814千円
	計	309,545千円
上記物件は、短期借入金1,500,000千円の担保に供しています。		

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	18,392,000		－		－	18,392,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,745,203		78		－	1,745,281

（注）自己株式（普通株式）の増加数は、会社法第192条の規定による単元未満株式の買取による増加78株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月24日開催の第84回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 66,587千円
- ・ 1株当たり配当額 4.00円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月29日開催の第85回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 66,586千円
- ・ 1株当たり配当額 4.00円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金に限定しており、また、資金調達については主に銀行からの短期借入れ及び社債の発行による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクにさらされておりますが、当該リスクに対応するため、新規の得意先と取引を開始するにあたっては、外部調査機関を利用して与信管理を行っております。また、請求担当において入金差額を月次でチェックすると共に、入金遅延が認められる場合には、週次で報告が行われる体制となっております。

投資有価証券の保有は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、時価の変動を定期的に把握・管理しております。

営業債務である買掛金は、主に1ヶ月以内の支払期日となっております。

営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、適時に資金繰表を作成し管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額99,301千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等並びに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	970,777	970,777	－
短期借入金	(1,900,000)	(1,900,000)	－

※ 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	970,777	—	—	970,777

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	1,900,000	—	1,900,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期借入金

変動金利によっており、一定期間ごとに金利の改定が行われているため、帳簿価額と時価は近似しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、千葉県その他工場を有する地域等において、業務提携する運送会社等への賃貸不動産及び遊休不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,706千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			期 末 時 価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
20,441	△2,325	18,115	68,011

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法は、主として不動産鑑定評価額に基づいております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、食品事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
食肉加工品	9,523,184
その他	1,456,618
顧客との契約から生じる収益	10,979,803
外部顧客への売上高	10,979,803

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,464,537
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,516,469
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	7,133

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 229円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △7円50銭 |

重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2026年5月28日の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

1. 本制度の導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行もしくは処分を受け(以下「無償交付方式」といいます。)、又は②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行又は処分を受けるもの(以下「現物出資方式」といいます。)により、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年8万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。また、本制度に基づき、無償交付方式及び現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式及び現物出資方式をあわせて、年額3,000万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で

譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ・対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ・一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その他の注記

減損損失に関する注記

1. 資産のグルーピングの方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

製品の類似性によるキャッシュ・フローの相互補完性を考慮し、食肉加工品部門の製造用資産については3工場（八千代・京丹波・唐津）を同一のグループとし、惣菜・正月料理等部門の製造用資産については工場ごとにグルーピングを行っております。また、営業拠点・本社等の資産は共用資産としております。直営店は店舗単位、ECサイトに係る資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

2. 減損損失を認識した資産または資産グループ

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
本社及び工場 (千葉県船橋市本町)	通信用資産	無形固定資産 (電話加入権)	18,230
八千代工場 (千葉県八千代市吉橋)	惣菜部門の製造用資産	建物	15,781
		機械装置	19,256
京丹波工場 (京都府船井郡京丹波町)	惣菜部門の製造用資産	機械装置	26,535
唐津工場 (佐賀県唐津市)	惣菜部門の製造用資産	建物	967
		機械装置	2,645

3. 減損損失の認識に至った経緯等

惣菜部門の製造用資産

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額

し、当該減少額を減損損失（65,184千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物、機械装置については売却可能性が見込めないため零として評価しております。

通信用資産

従来より保有していた当資産の資産性を改めて精査したところ、利用実態の減少に加え、市場価格が著しく下落しており、今後も価値の回復が見込めないと判断いたしました。そのため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（18,230千円）として特別損失に計上いたしました。

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	919,600	672,801	672,801	229,900	211,409	979,800	811,141	2,002,350	2,232,250
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮 積立金の積立					2,526		△2,526	－	－
固定資産圧縮 積立金の取崩					△67,241		67,241	－	－
剰余金の配当							△66,587	△66,587	△66,587
当 期 純 損 失							△98,245	△98,245	△98,245
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△64,715	－	△100,116	△164,832	△164,832
当 期 末 残 高	919,600	672,801	672,801	229,900	146,693	979,800	711,024	1,837,518	2,067,418

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△376,102	3,448,549	264,812	264,812	3,713,361
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮 積立金の積立		－			－
固定資産圧縮 積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△66,587			△66,587
当 期 純 損 失		△98,245			△98,245
自己株式の取得	△23	△23			△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			204,636	204,636	204,636
当期変動額合計	△23	△164,855	204,636	204,636	39,780
当 期 末 残 高	△376,125	3,283,694	469,448	469,448	3,753,142

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 子会社株式……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品……………売価還元法

原材料、仕掛品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15～34年

機械及び装置……………10年

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支払いに充てるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。
- (3) 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主に食肉加工品等調理済食品の販売等から収益を稼得しております。これらの商品販売取引は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に一時点にて収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品などを控除した金額で測定しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に関する見積り

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	82,742千円
有形固定資産	2,614,355千円
無形固定資産	414,602千円

2. 計算書類の理解に資するその他の情報

計算書類の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産(純額)	—
繰延税金負債(純額)	116,915

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1の金額の算出方法は、連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記) 繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り 2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、保有する工場の解体計画が具現化したことにより、法令等で要求される除去費用として計上していた資産除去債務について、当事業年度において見積りを変更いたしました。これにより、資産除去債務を追加で126,528千円計上しております。なお、当該見積りの変更により、当事業年度において、売上原価が114,088千円増加し、売上総利益・営業利益・経常利益が114,088千円減少しており、税引前当期純損失が114,088千円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		15,121,604千円
2. 担保に供している資産	建 土	物 地
		181,731千円
		127,814千円
	計	309,545千円
上記物件は、短期借入金1,500,000千円の担保に供しています。		
3. 関係会社に対する短期金銭債権		22,307千円
4. 関係会社に対する長期金銭債権		420,000千円
5. 関係会社に対する短期金銭債務		162千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	202,513千円
(2) 販売費及び一般管理費	31,602千円
(3) 営業取引以外の取引高	8,918千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	1,745,203		78		－	1,745,281

（注）自己株式（普通株式）の増加数は、会社法第192条の規定による単元未満株式の買取による増加78株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	176,660千円
賞与引当金	34,023
貸倒引当金	144,536
ゴルフ会員権評価損	12,293
株式評価損	21,404
減損損失	144,076
共済会掛金	6,303
資産除去債務	46,818
税務上の繰越欠損金	57,585
その他	29,565
繰延税金資産小計	673,267
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△38,821
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△468,779
評価性引当額小計	△507,600
繰延税金資産合計	165,666
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△64,232千円
その他有価証券評価差額金	△214,183
固定資産除却費用	△4,166
繰延税金負債合計	△282,582
繰延税金負債の純額	△116,915

注)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は3,355千円増加し、法人税等調整額が3,355千円増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱ダイレクトイシイ	所有 直接100%	製品の販売 資金の援助 役員の兼務	資金の貸付 (注) 1	20,000	長期貸付金 (注) 2	420,000
				利息の受取 (注) 1	6,037	未収入金	2,821

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 子会社への貸付金に対し、420,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において20,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 225円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △5円90銭 |

重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載した内容と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

石井食品株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士 石 井	宏 明
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士 猪 股	嶺
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石井食品株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

石井食品株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 石 井 宏 明

公認会計士 猪 股 嶺

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石井食品株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の取締役会の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して事業及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月4日

石井食品株式会社 監査役会

監査役（常勤・社外） 福 原 礼 子 ㊞

監 査 役 （ 社 外 ） 松 山 元 ㊞

監 査 役 （ 社 外 ） 室 井 恵 子 ㊞

監 査 役 （ 社 外 ） 武 田 彩 香 ㊞

以 上